

民間工事の工期延長等について

先般、新型コロナウイルス感染症に伴う建設業への影響等について緊急調査（令和２年３月１２日～１７日）したところ、多くの協会から民間工事では資機材等の調達が困難のため遅延が発生しており、工期を守れなかった場合に、違約金を要求されるおそれがあるとの意見をいただきました。

調査結果を受け、国土交通省などの関係機関に働きかけたところ、国土交通省より別紙―１のとおり、主な民間発注団体宛の事務連絡で、施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の影響に伴う対応について、契約上の解釈が示されました。

（参考）

送付先の民間発注団体

一般社団法人日本経済団体連合会	電気事業連合会
日本チェーンストア協会	一般社団法人日本民営鉄道協会
一般社団法人不動産協会	一般社団法人日本ビルディング協会連合会
公益社団法人全日本不動産協会	一般社団法人全国住宅産業協会
一般社団法人マンション管理業協会	一般社団法人不動産流通経営協会
一般社団法人住宅生産団体連合会	など３５団体

別紙―２のとおり民間工事標準請負契約約款(甲)における「不可抗力」とは、第２１条で「天災その他自然的又は人為的な事象であつて、発注者又は受注者のいずれにもその責めを帰することのできない事由」とされていますが、国土交通省事務連絡では、「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う資機材等の調達困難や感染症の発生等については、受発注者の故意又は過失により施工できなくなる場合を除き、不可抗力に該当するもの」とされています。

同約款第３１条第５項において、「受注者は、不可抗力その他正当な理由があるときは、発注者に工期延長を請求できる」とされています。また、第３２条では、工事の変更、工期の変更、一時中止等に伴い増加する費用については、受注者が「請負代金額の変更を求める事ができる」となっています。

なお、民間工事標準請負契約約款(乙)も同様です。

各協会会員企業におかれましては、国土交通省の解釈に基づき、適切に対応していただきようお願いいたします。